

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

生涯のうち日本人の 2 人に 1 人ががんになり、3 人に 1 人ががんで亡くなると推計されています。昭和 56（1981）年以降、我が国における死亡原因の第 1 位はがんで、年間に約 38 万人の方が悪性新生物（いわゆる「がん」）で亡くなっています。

また、本県においても、昭和 57（1982）年以降がんが死亡原因の第 1 位となっており、年間に約 3,500 人の方ががんで亡くなっています。

がんは加齢に伴い発症リスクが高まるため、全国より早く高齢化が進んでいるとされる本県において、がん対策の重要性はますます高まっています。

さらに、治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加する中で、就労や就学をはじめ、治療に伴う外見変化に対するサポートなど、がん患者それぞれの状況に応じて対応することが、生活の質（QOL）の向上の面でも大きな課題となっています。

このような状況の下、国においてがん対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）の見直しが行われ、令和 5（2023）年 3 月に新たな基本計画が閣議決定されました。本県においても、この新たな基本計画の趣旨を踏まえ、宮崎県がん対策推進計画の改定を行うこととしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号。以下「基本法」という。）第 12 条第 1 項に規定する都道府県がん対策推進計画で、本県におけるがん対策の基本的な方針を定めるものです。

国の新たな基本計画を基本とし、宮崎県がん対策推進条例（平成 24 年条例第 39 号）を踏まえ、宮崎県医療計画、健康みやざき行動計画 21 及び宮崎県高齢者保健福祉計画等との整合を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 年間とします。